

農用地区域からの除外の手続きについて

農用地区域からの除外を申出される場合は下記書類の提出をお願いします。

注意点！

農用地区域は、市が集团的農用地や土地改良事業等実施区域など農用地等として利用すべき土地の区域を定めたものであることから、農用地等以外の用途に供するためには農用地区域からの除外が必要であり、次に掲げる 5つの要件全て満たす必要があります。

【農振除外の要件】

- ①農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当で、代替地がないこと
- ②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤農業生産基盤整備事業完了後 8 年を経過していること

○提出書類

1. 農用地区域からの除外申出書
2. 農地転用事業計画書(別紙 1)
3. 農地転用図(別紙 2)
施設配置図、土留工事等計画図、建物又は工作物の配置計画図
位置図、公図(写し)
4. 農用地区域から除外を行う理由等(別紙 3)
5. 登記事項証明書(全部)
6. 申出地の写真(2方向以上)
7. 土地所有者等(隣接地・生産組合長)からの同意書、委任状等

※ 国等の補助金(多面的・中山間)の交付対象地でないことを確認の上、提出してください。

○受付期間

- ・前期 4月1日～4月30日(除外手続き完了時期:秋頃)
- ・後期 9月1日～9月30日(除外手続き完了時期:春頃)

※閉庁日は除きます。最終日が閉庁日と重なる時は、次の開庁日まで。

【問合せ先】

農林水産課 農業振興地域担当
電話:0767-53-8422